

速報第3610号 R4.12.7発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	4年・4定 一般質問 12月6日	質 問 者	真下 紀子 議員 日本共産党 (旭川市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>二 統一協会及び関連団体との関係等について (一) 統一協会の反社会性等に関する認識について 統一協会は、高額献金や霊感商法だけではなく、いくつもの判決によって、その伝道行為が違法だと確定しています。宗教法人の認定取消しを求める世論が高まっていますが、知事及び教育長に、統一協会の反社会性に関する認識をお示し願います。</p>		<p>(教育長) いわゆる旧統一教会についてであります。旧統一教会には、教会や信者等の行為に関する不法行為責任を認めた判決が多数あると認識をいたしております。現在、国において、宗教法人法に基づき、報告徴収・質問権を行使しているものと承知をしており、今後、法に定める適正な手続に則り、情報収集・分析が進められ、具体的な証拠や資料を伴う客観的事実が明らかにされることが重要と考えております。</p>		総務課
<p>(二) 統一協会による道行政、道教育行政への関与、政策への関与について 韓国の宗教団体である統一協会が、日本の政治家や行政、政策に関与することは、重大問題であり、岸田首相も、関係を絶つといわざるを得ない状況です。知事及び教育長は、統一協会による道行政、道教育行政への関与、政策への関与はあってはならないと表明すべきではありませんか。お答えください。</p>		<p>(教育長) 教育行政の姿勢についてであります。教育基本法において、教育は、不当な支配に服することなく、法律の定めるところにより行われるべきものとされ、また、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないとされております。道教委としましては、こうした法の趣旨に則るとともに、すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないという理念の下、適切な教育行政を執行してまいります。</p>		教育政策課
<p>(四) 統一協会との関連及び家庭教育支援の在り方について 同じく、「関与はない」とした教育長の答弁後の予算特別委員会の私の質問で、道教委主催の研修協議会に統一協会の幹部が複数で参加していたことが明らかとなりました。また、旭川市などでは統一協会が家庭教育支援政策に関与するという問題も発覚しています。 道教委は、今後、統一協会との関係をどう断っていくのか。家庭教育への支援は、統一協会の考え方に与することなく、法に則った教育環境の整備に取り組んでいくのか、教育長に見解をうかがいます。</p>		<p>(教育長) 次に、家庭教育支援についてであります。道教委では、現在、悩みや不安を抱えた保護者の方々が、気軽に相談できる体制を整えるため、家庭教育ナビゲーターや民生委員・児童委員、行政関係者などによる研究協議会の開催や、乳幼児健診時を活用した学習機会を提供し、より多くの保護者の方々が必要な情報に触れることのできる機会を設けるなど、家庭教育の支援の充実を努めております。道教委としては、今後も引き続き、「不当な支配に服することなく、法律の定めるところにより、行なわれるべき」とする教育基本法をはじめ、社会教育法に則り、家庭教育を支援するために必要な、学習機会を提供するための講座の開設や研修会の開催等の施策を講じることなどを通して、その環境の整備に努めてまいります。</p>		社会教育課
<p>四 就学援助の活用等について (一) 子育て世帯の困窮把握と教育への影響とについて 物価高騰等の影響を受け、子育て世帯の困窮度が増し、学業や体験学習にも影響が出ています。知事及び道教委は、児童生徒への困窮度合いと影響をどう把握し、対応しているのか伺います。</p>		<p>(教育長) 子どもたちの教育環境についてであります。内閣府が昨年実施をした調査によりますと、世帯収入の水準等により、子どもの学習・生活など様々な面が影響を受け、特に、世帯収入が中央値の2分の1未満の家庭が、親子共に多くの困難に直面しており、昨今の物価高騰の影響で、さらに困窮度が増していると認識をいたしております。道教委としましては、家庭の経済状況にかかわらず、等しく教育を受けることができる環境を整備することは、大変に重要と考えており、就学援助制度や奨学給付金など各種支援制度の周知や一層の利用促進を図るとともに、子どもの居場所づくりや地域における学習支援の機能を持つ「放課後子ども教室」や「子ども未来塾」等を行う自治体への支援や、物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担の軽減を自治体へ働きかけるなどしており、引き続き、誰ひとり取り残されることなく、安心して学習に打ち込める教育環境づくりに取り組んでまいります。</p>		教育政策課
<p>(二) 就学援助の活用等について これまで道内の準要保護世帯が活用している就学援助の対象拡大と柔軟な対応を求めてきました。道内の実施状況はどう進んできたのか。また今後、有効な活用に向けてどうとりくんでいくのか、伺います。</p>		<p>(教育長) 準要保護世帯の就学援助の実施状況等についてであります。準要保護世帯に対する就学援助は、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者のうち、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方に対し、就学の機会を確保するために実施するものであり、準要保護世帯に対する必要な援助は、国が定め</p>		義務教育課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>五 学校給食費の無償化について (一) 学校給食の無償化の実施状況について 給食費無償化に取り組む市町村は、私どもの調査では段階的無償化も含めると、46自治体にのぼると承知しております。 道内の取り組み状況、対象生徒数と比率、財源、及び給食費無償化による効果について、教育長にお示し願います。</p> <p>(二) 義務教育の無償、地域間格差の是正等について 札幌市や旭川市では、物価高騰の影響を受け、来年度学校給食費を引き上げる方針を示しており、地域格差が広がると懸念の声が寄せられております。 義務教育の無償化と平等な教育環境を構築する観点から、給食費無償化を加速する必要があります。 広域自治体である道の役割と責任について、知事及び教育長に見解を伺います。</p> <p>(三) 学校給食の役割と無償化実現について 道内の子どもの貧困は深刻であり、そうした中で、給食の役割は成長発達過程の子どもにとって極めて重要だと考えますが、知事及び教育長の見解を伺います。 給食費の無償化に向けて、道として取り組む必要があると考えます。知事及び教育長の無償化実現に向けた具体策と決意をぜひ伺いたいと思えます。お答えください。</p>	<p>る「要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」の国庫補助の対象費目を踏まえ、各市町村が定めております。 国は、本要綱の改正により、平成30年度までに「PTA会費」「生徒会費」「クラブ活動費」「卒業アルバム代等」を新たに国庫補助の対象として加えており、道教委では、この改正を受け、各市町村において、対象費目が拡充されるよう継続的に働きかけ、令和元年度これらの4費目全てを実施している市町村は53でありましたが、令和3年度には102まで増加し、その中の「卒業アルバム代等」で見ますと、60から121に増加しており、4費目とも実施していない市町村は26から16に減少しております。 道教委といたしましては、令和2年度に「オンライン学習通信費」が要綱に追加されたことなども踏まえて、引き続き、各市町村独自の取組を把握しながら、より積極的な実施を促し、保護者の経済状況などにかかわらず、全ての児童生徒がひとしく教育を受けることができるよう就学援助の一層の充実に努めてまいります。</p> <p>(教育長) 学校給食についてであります。学校給食は、学校設置者と保護者の密接な協力により、円滑に実施されることが期待されるという学校給食法の趣旨に基づき、施設や設備等に要する経費は設置者が負担をし、食材等の経費は原則として保護者が負担するとされております。 道教委が実施いたしました調査では、令和3年5月1日現在で、道内の33市町村が、それぞれの地域の実情に応じて、域内の小・中学校の全児童生徒を対象に、学校給食費の全額を無償としていると承知しております。 これらの市町村におきましては、一般財源をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、ふるさと納税を活用するなどしており、こうした取組を通して、保護者の負担軽減の実現や、子どもたちの地域への感謝の気持ちの涵養などの成果が得られていると承知しております。</p> <p>(教育長) 道教委の役割についてであります。全ての子どもたちが夢や希望を持ち、心身ともに健やかに成長していくためには、家庭の経済状況に左右されることなく、等しく教育を受けることができる環境を整備することが重要です。 このため、道教委では、市町村に対し、就学援助制度などの支援制度を周知し、その利用を促進するほか、今般の物価高騰に際しては、国の交付金を活用し、道立学校における学校給食に係る保護者の負担軽減を図るとともに、関連する情報を市町村教育委員会に提供するなどして、それぞれの実情に応じた取組が行われるよう努めているところであり、引き続き、これらの取組を進めてまいります。</p> <p>(教育長) 学校給食の役割等についてであります。学校給食は、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、子どもたちの健康な体をつくることはもとより、食に関する指導を効果的に進めるための教材としても重要な役割を担っております。 道教委といたしましては、栄養バランスや量を保った学校給食を提供できるよう、引き続き、国や市町村、各学校と連携しながら、給食施設の整備や栄養管理等に関する指導助言に努めるほか、無償化をはじめ、学校給食に関する情報を周知するとともに、国に対し、学校給食用物資に係る保護者負担の軽減に向けた財政措置の充実に要望するなどして、教育環境の充実に取り組んでまいります。</p>	<p>健康・体育課</p> <p>健康・体育課</p>